

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

名古屋市長 河村 たかし



行政文書一部公開決定の取消し及び当該取消しに係る公開決定について（通知）

平成 30 年 8 月 31 日付け 30 市室秘第 42 号の一部公開決定について、当該決定を取り消し、下記のとおり公開することを決定したので、通知します。

記

- 1 行政文書の名称
平成 30 年 6 月 13 日文化庁訪問時に市長が作成したメモ
- 2 一部公開決定を取り消し、公開とする理由
一部公開決定において非公開とした内容は、すでに市長が公の場において発言した内容であることから、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないため、公開することとします。
- 3 公開日
平成 30 年 11 月 1 日 13 時 30 分
- 4 決定を行った所管課・公所
市長特別秘書 TEL：052-972-3032
〔不在の場合 市長室秘書課 TEL：052-972-3031
市長特別秘書より折り返しご連絡させていただきます。〕
- 5 公開の場所
市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）
- 6 (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
(2) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

6/13 文化庁 ^{10:00~10:30} 山崎部長, 大西課長, 團入課長

① 石造潤直

著述に力を入れた結果は

② 今更字新体書の

工法や印刷の状況について

今更字の市場評価はどうか

③ 新更字(字子)と

史跡について

共有して取り扱う

キヤノンへの対応

(更字協会、石造潤直協会)

文化庁の学術的側面から見て文化庁に本質は?

④ ベリタリ

意見交換の場

⑤ 世帯に普及, 更字の